

2021年 2月 24日

No. 536



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



電子帳簿保存制度、事前承認の廃止など抜本的見直し

電子帳簿保存制度は、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、記帳水準向上及び適正な課税の実現等の観点から、令和3年度税制改正で抜本的に見直されます。7年間(一部の書類は10年間)の保存が義務づけられていた国税関係の帳簿書類は、これまで紙での保存が“当たり前”でしたが、税務署長の承認を受ければ電子データとして保存できるようになっています。

令和3年度改正は、システム要件・事前手続き・内部統制要件の三位一体の見直しにより、電子帳簿保存制度の利用促進が大いに期待されます。

帳簿書類の電子保存のシステム要件では、現行は、1)PC等の閲覧用のモニター、説明書の備付け、2)検索機能、訂正削除履歴の確保などがありますが、最低限1)を満たせば、電子保存が可能になり、1)2)の両方を満たせば、税制上のメリット(過少申告加算税の額から申告漏れに係る税額の5%相当額を控除等)があります。

スキャナ保存制度のシステム要件では、検索機能の確保や訂正削除履歴の確保などがありますが、検索要件は、日付・金額・取引先のみにも簡素化され、また、電子保存開始前に必要だった税務署長による事前承認が廃止されます(帳簿書類の電子保存も同様)。そのほか、電子取引のデータ保存義務でも同様に検索要件が簡素化され、売上高1000万円以下の事業者は全ての検索要件が不要になります。

内部統制要件では、スキャナ保存特有の要件であるタイムスタンプ付与までの期限が3日以内から最長約2ヵ月以内までに緩和されます。また、保存後の社内での原本とデータの突合作業である定期検査実施までは原本の廃棄ができませんでしたが、スキャナ後すぐに原本を廃棄できるようになります。そのほか、2名以上の事務処理という相互けん制要件を廃止して1名での事務処理が可能になり、書類への自書要件も廃止し、自書が不要になります。

令和2年3月時点で承認件数が約4000件に過ぎなかったスキャナ保存ですが、スキャナ保存導入のボトルネックだった厳しい内部統制要件が抜本的に見直されることにより、ペーパーレス化が一層推進されるか注目されています。ちなみに、帳簿書類の電子保存の承認件数は、昨年3月時点で約27万件と全体的には堅調に増加していますが、中小企業や個人事業者の利用は低迷しており、今回の抜本的な見直しにより、利用促進が大いに期待されるようです。